

政府系金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（令和6年度）

金融機関名	①新規に無保証で融資した件数	②新規融資件数	③新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合【③=①/②】※2	④保証契約を解除した件数	⑤ガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	代表者の交代時における対応										
						旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数		旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数		旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数		旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数		旧経営者がすでに無保証で、かつ、新経営者から保証を徴求していない件数		合計 件数
						件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
商工組合中央金庫	13,762	19,492	70.6%	1,255	70	321	4.3%	315	4.3%	1,084	14.6%	0	0.0%	5,690	76.8%	7,410
日本政策金融公庫※1	67,233	124,335	54.1%	1,265	404	1,060	7.2%	3,864	26.2%	1,101	7.5%	18	0.1%	8,721	59.1%	14,764
合計	80,995	143,827	56.3%	2,520	474	1,381	6.2%	4,179	18.8%	2,185	9.9%	18	0.1%	14,411	65.0%	22,174

※1 日本政策金融公庫は、中小企業事業・国民生活事業の合計。

※2 ①②③は、日本政策金融公庫（国民生活事業）の個人向け融資を除いた長期融資全体に占める割合、件数をいう。

※3 令和6年度の「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合」と「有保証で適切な説明を行い記録した割合」の合計は商工組合中央金庫：100%、日本政策金融公庫：100%。

※4 法人のみの「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合」は商工組合中央金庫（令和6年度）：70.7%、日本政策金融公庫（令和6年度）：54.1%。